

令和7年8月1日付け県公報第643号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年10月31日

静岡県知事 鈴木 康 友

- 1 測量機関
伊豆の国市
- 2 作業の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 3 作業期間
変更前 令和7年8月1日から令和7年9月30日まで
変更後 令和7年8月1日から令和7年9月28日まで
- 4 作業地域
伊豆の国市板橋・長者原地内